

農林漁業体験民宿業であること等の確認に関する事務処理要領

第1 目的

この要領は、客室延床面積 33 m²未満の農林漁業体験民宿業を営もうとする者が、別表 1 の規制緩和等の適用を受けるために、その営もうとする農林漁業体験民宿業（以下「農家民宿」という。）が「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（平成 6 年法律第 46 号）第 2 条第 5 項に定める農林漁業体験民宿業（以下「法に定める農家民宿」という。）であることを確認するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 確認の手続

- (1) 別表 1 に掲げる規制緩和等の適用を受けて法に定める農家民宿を営もうとする農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人）（以下「農林漁業者等」という。）は、適用を受けようとする規制緩和等にかかる申請をする以前に、農家民宿等の確認申請書（様式第 1 号）により農林事務所長または水産事務所長（以下「農林事務所長等」という。）に、法に定める農家民宿であることの確認を申請することができる。
- (2) 農林事務所長等は、前項の確認申請書を受理したときは、その内容を確認し、速やかに確認の結果を文書（様式第 2 号又は様式第 3 号）で通知する。

第3 法に定める農家民宿であることの確認

法に定める農家民宿であることの確認は、必要に応じ現地調査等を行った上、確認申請書の内容を審査し、以下の基準を満たしていることを確認する。

なお、判断しがたい場合は観光交流課長に協議するものとする。

(1) 申請の取り扱い

申請者は、法に定める農家民宿を営もうとしている本人又は住居及び生計を一にする家族である従事者とし、法人経営を行う家族経営体（いわゆる一戸一法人）にあつては、法人の代表者とする。

(2) 次に掲げる役務のいずれかを提供する営業であること

農村滞在型余暇活動 （主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。）	イ 農作業の体験の指導 ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導 ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与 ニ 農用地その他の農業資源の案内 ホ 農作業体験施設等を利用させる役務 ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん
山村滞在型余暇活動 （主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動をいう。）	イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導 ロ 林産物の加工又は調理の体験の指導 ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与 ニ 森林の案内 ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

<p>漁村滞在型余暇活動 (主として都市の住民が余暇を利用して漁村に滞在しつつ行う漁ろうの体験その他漁業に対する理解を深めるための活動をいう。)</p>	<p>イ 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導 ロ 水産物の加工又は調理の体験の指導 ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与 ニ 漁場の案内 ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん</p>
--	--

(3) 前項において、農作業体験施設等とは、具体的には、次に掲げるような施設が該当する。

<p>農作業体験施設等</p>	<p>(1) 農作業の体験施設 農作物の作付け、収穫その他の農作業の体験に必要な体験農園等の施設</p> <p>(2) 教養文化施設 地場の農産物を使用した農産加工若しくは料理の体験又は地域の農業及び農村文化並びに農家の生活に関する知識の習得に必要な体験学習施設、資料展示施設等</p> <p>(3) 休養施設 農用地その他の農業資源と周囲の環境とが一体となって形成している良好な農村の景観の鑑賞に必要な休憩施設、広場施設等</p> <p>(4) 集会施設 地域の農業者との交流、伝統芸能の実演に必要な研修施設、展示場施設等</p> <p>(5) 宿泊施設 宿泊しながら農村滞在型余暇活動が体験できる農林漁業体験民宿、バンガロー等</p> <p>(6) 販売施設 地場の農産物、農産加工品等の販売に必要な地域特産物販売施設等</p> <p>(7) 前各号に掲げる施設の利用上必要な施設 前各号に掲げる施設に附帯して設置される飲食施設、休憩施設、駐車場、管理施設等</p>
<p>山村滞在型余暇活動又は漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設</p>	<p>上記に掲げる施設と同様の施設で、山村滞在型余暇活動又は漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設</p>

(4) (2) に掲げる役務のうち、「ヘ」の役務の提供のあっせんを行う場合にあっては、農山漁村滞在型余暇活動が提供されることを調査するため、契約書その他あっせん先の農林漁業者と交わした書面、若しくは農林漁業体験民宿開業に係る役務提供についての申立書(様式第 5 号)を提出させることにより行う。

第4 農林漁業者であることの確認

法に定める農家民宿を営もうとしている者が法人の場合にあつては、必要に応じ関係機関等に照会の上、以下により農林漁業者であることの確認を行う。

(1) 農業者であることの確認

(ア) 定義

農業者とは、自ら農業者と申告し、また他からも農業者であると認められるもの（自他共に農業者と認められもの）とし、法人経営を行う家族経営体（いわゆる一戸一法人）を含む。

(イ) 農業者であることの確認方法

- ① 「耕作証明書」を発行する場合の農地基本台帳に登載されていること。
- ② 農業者の確認は、農業者本人分の確認があれば足りるものとする。
- ③ 農業生産法人にあつては、定款に定められていること。
- ④ 上記によりがたい場合は、農林事務所と観光交流課が協議して決定する。

(2) 林業者であることの確認

(ア) 定義

林業者とは、自ら林業者と申告し、また他からも林業者であると認められるもの（自他共に林業者と認められもの）とし、法人経営を行う家族経営体（いわゆる一戸一法人）を含む。

(イ) 林業者であることの確認方法

- ① 森林所有者の場合「土地登記簿抄本（地目が山林又は保安林）など権原を証明できる書類、林業従事者の場合林業に従事していることを証明できる書類（以下「証明書」という。）に登載されていること。
- ② 林業者の確認は、林業者本人分の確認があれば足りるものとする。
- ③ 上記によりがたい場合は、農林事務所と観光交流課が協議して決定する。

(3) 漁業者であることの確認

(ア) 定義

漁業者とは、自ら漁業者と申告し、また他からも漁業者であると認められるもの（自他共に漁業者と認められもの）とし、法人経営を行う家族経営体（いわゆる一戸一法人）を含む。

(イ) 漁業者であることの確認方法

- ① 「漁業許可証」、「漁船登録票」の所持又は「漁業協同組合員台帳」に登載されていること。
- ② 漁業者の確認は、漁業者本人分の確認があれば足りるものとする。
- ③ 上記によりがたい場合は、水産事務所と観光交流課が協議して決定する。

第5 確認の取消

(1) 第2(2)により確認を受けた農林漁業者等が、この要領に定める要件を満たさなくなったとき又は第2(1)の申請に虚偽があつた場合、農林事務所長等は当該確認を取り消すことができる。

(2) 前項により確認を取り消したときは、農林事務所長等は速やかに当該取り消した確認の申請者及び確認書の提出先の長にその旨を通知する。

第6 確認の報告

農林事務所長等は、第2(2)の通知を行ったときは、速やかに観光交流課長に報告(様式第4号)するものとする。

第7 その他

この要領に定めるほか、農林漁業体験民宿業であること等の確認に必要な事項は、観光交流局長が別に定める。

附則

この要領は、平成18年12月28日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日に一部改正する。

この要領は、平成21年8月10日に一部改正する。

この要領は、平成28年4月15日に一部改正する。

この要領は、平成30年9月13日に一部改正する。

別表 1

法 令 等	適 用 さ れ る 規 制 緩 和 等
旅館業法関係	<ul style="list-style-type: none">・農林漁業者等が営む農林漁業体験民宿業については、簡易宿所営業の客室の延床面積 33 m²以上であることを適用しない・農林漁業者等が営む農林漁業体験民宿業であって、客室の延床面積 33 m²未満の施設は、便所を水洗式とすることを適用しない
都市計画法関係	<ul style="list-style-type: none">・既存の自宅等を利用する農林漁業体験民宿業について、市街化調整区域の建築物の用途の変更が可能

(様式第 1 号)

平成 年 月 日

〇〇農林事務所長 (水産事務所長)

住 所

氏 名

印 又は署名

農林漁業体験民宿業等の確認申請書

別添の内容について、農林漁業体験民宿業に係る法令等の規制緩和の適用を受けるため、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に定める農林漁業体験民宿業に該当する旨等を確認願います。

なお、確認にあたっては、必要に応じ、関係機関等に当該申請書に記載の内容について照会することに同意します。

記

該 当 項 目	申 請 す る 確 認 書 の 提 出 先
	(旅館業法営業許可) 保健所
	(市街化調整区域における建築物の用途の変更) 建設事務所 または 許可権限を有する市

(農林漁業体験民宿業の内容について、該当する様式に必要事項を記入の上、添付すること)

(農業体験民宿業を営む場合)

I 開設 (しようとする・している) 農林漁業体験民宿業で提供する役務の内容等

施設	名称	
	所在地	
	施設の所有者	(申請者との関係)
	客室延床面積	
提供する役務等		1 農作業体験施設等を利用させる役務
		2 農作業の体験の指導
		3 農産物の加工又は調理の体験の指導
		4 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
		5 農用地その他の農業資源の案内
		6 上記1～5に掲げる役務の提供のあつせん

※ 提供する役務の欄に○をつけてください

(法人が営む場合は、以下もご記入ください)

II 農業者であることの確認

	「耕作証明書」を発行する場合の農地基本台帳に登載あり
	農業に従事していることを証明できる書類(農業生産法人にあっては、その定款。) (書 類 の 名 称 :)

※ 添付する書類の欄に○をつけてください

(林業体験民宿業を営む場合)

I 開設 (しようとする・している) 農林漁業体験民宿業で提供する役務の内容等

施設	名称	
	所在地	
	施設の所有者	(申請者との関係)
	客室延床面積	
提供する役務等	<input type="checkbox"/>	1 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
	<input type="checkbox"/>	2 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
	<input type="checkbox"/>	3 林産物の加工又は調理の体験の指導
	<input type="checkbox"/>	4 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
	<input type="checkbox"/>	5 森林の案内
	<input type="checkbox"/>	6 上記1～5に掲げる役務の提供のあつせん

※ 提供する役務の欄に○をつけてください

(法人が営む場合は、以下もご記入ください)

II 林業者であることの確認

	土地登記簿謄本 (県内の住所で、地目が山林又は保安林であるもの)
	林業に従事していることを証明できる書類 (書 類 の 名 称 :)

※ 添付する書類の欄に○をつけてください

(漁業体験民宿業を営む場合)

I 開設 (しようとする・している) 農林漁業体験民宿業で提供する役務の内容等

施設	名称	
	所在地	
	施設の所有者	(申請者との関係)
	客室延床面積	
提供する役務等		1 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
		2 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
		3 水産物の加工又は調理の体験の指導
		4 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
		5 漁場の案内
		6 上記1～5に掲げる役務の提供のあつせん

※ 提供する役務の欄に○をつけてください

(法人が営む場合は、以下もご記入ください)

II 漁業者であることの確認

加入している漁業協同組合	
	漁業許可証の写
	漁船登録証の写

※ 添付する書類の欄に○をつけてください

(様式第2号) ※規制緩和等の適用を受けられる場合

(記 号 番 号)

(日 付)

住 所

氏 名 様

〇〇農林事務所長(水産事務所長)

農 林 漁 業 体 験 民 宿 業 等 の 確 認 書

平成 年 月 日付で申請のありました下記にかかるこのことについて、農林漁業体験民宿業を営もうとする(※営む)農林漁業体験民宿業が「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に定める農林漁業体験民宿業であることを確認しました。

※いずれかを選択

なお、確認申請書の内容に変更があった場合は、速やかに変更後の確認申請書を提出してください。

記

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
確認書の提出先	

(事務担当: 事務所 (職 氏名) 電話)

(様式第 3 号) ※規制緩和等の適用を受けられない場合

(記 号 番 号)

(日 付)

住 所

氏 名 様

〇〇農林事務所長(水産事務所長)

農 林 漁 業 体 験 民 宿 業 等 の 確 認 に つ い て

平成 年 月 日付で申請のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

該当項目	確認事項
	<p>○「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」第 2 条 第 5 項に定める農林漁業体験民宿業であると認められない</p> <p>その理由</p> <p>[]</p>

※ 該当する項目の欄に○をつける

(事務担当: 事務所 (職 氏名) 電話)

(様式第 4 号)

(記 号 番 号)

(日 付)

観 光 交 流 課 長

〇〇農林事務所長(水産事務所長)

農 林 漁 業 体 験 民 宿 業 等 の 確 認

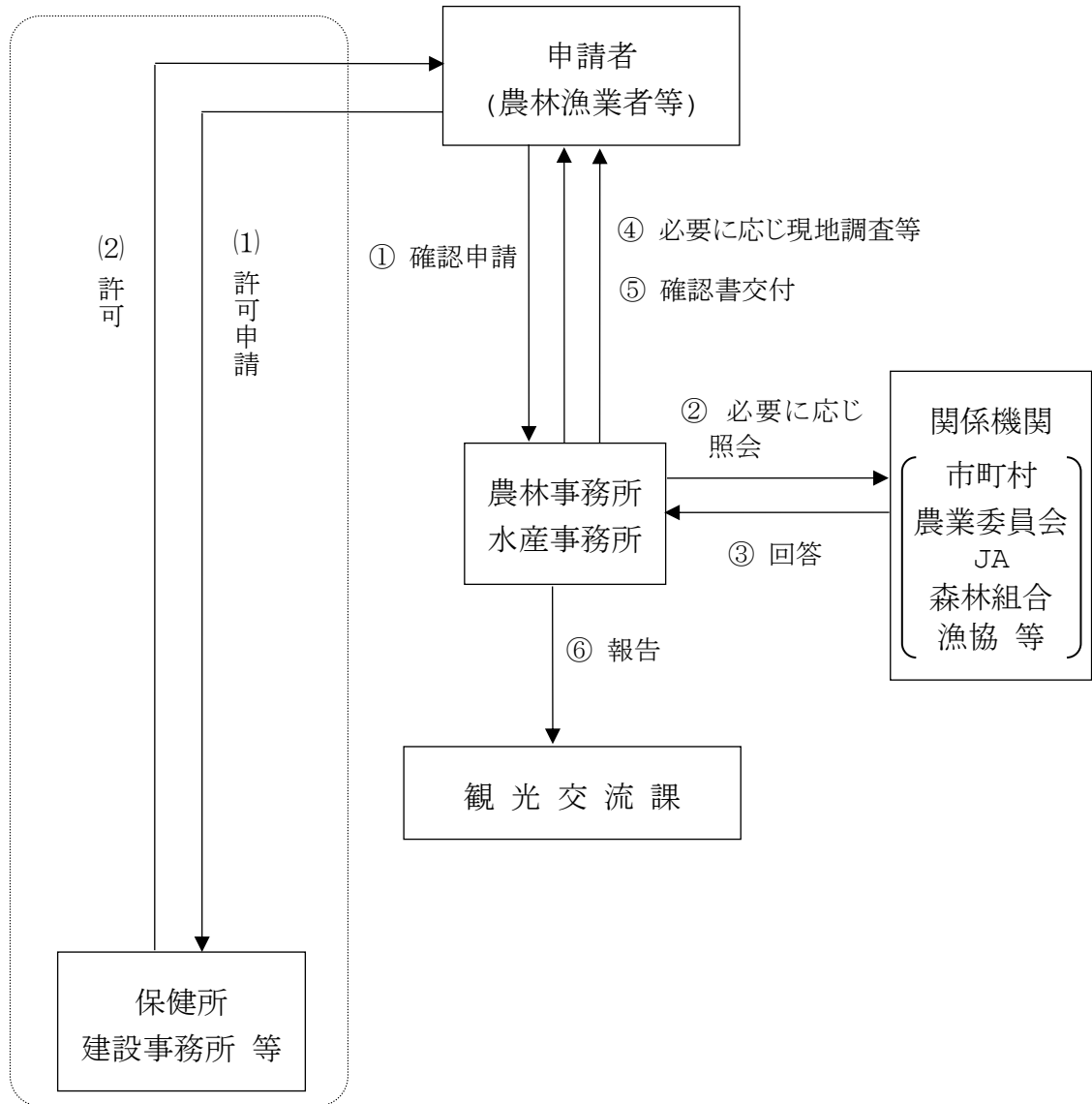
平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり確認しました。

記

営業施設の名称	
申 請 者	
住 所	
営業施設の所在地	
客室延床面積	
確認書の提出先	
確認書交付日	
確 認 結 果	
備 考	

(事務担当: 事務所 (職 氏名) 電話)

農林漁業体験民宿業であること等の確認に関する事務処理フロー図



※ ⑤の確認書交付後の許可申請手続

(様式第 5 号)

(日 付)

農林漁業体験民宿開業に係る役務提供についての申立書

〇〇農林事務所長(水産事務所長)様

農山漁村滞在型余暇活動の提供者

住所 _____

氏名 _____

※署名又は記名押印

電話番号 _____

下記のとおり申し立てます。

記

1 農林漁業体験民宿業を営もうとする者(役務提供のあつせん元)

住所 _____

氏名 _____

2 提供する役務

種類※	具体的内容
	(提供時期:)
	(提供時期:)
	(提供時期:)
	(提供時期:)

※ 「種類」の欄は裏面から選択すること。

農山漁業体験民宿開業に係る役務提供についての申立書(裏面)

提供する役務の種類

(1) 農村滞在型余暇活動	
1	農作業体験施設等を利用させる役務
2	農作業の体験の指導
3	農産物の加工又は調理の体験の指導
4	地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
5	農用地その他の農業資源の案内
(2) 山村滞在型余暇活動	
1	山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
2	森林施設又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
3	林産物の加工又は調理の体験の指導
4	地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
5	森林の案内
(3) 漁村滞在型余暇活動	
1	漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
2	漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
3	水産物の加工又は調理の体験の指導
4	地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
5	漁場の案内